

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目次

○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係）	1
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第二条関係）	41
○土地収用法第八十八条の二の細目等を定める政令（平成十四年政令第二百四十八号）（抄）（第三条関係）	57
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第四条関係）	58

改正案	現行
<p>（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）</p> <p>第二十五条 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号、第七号又は第十二号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十九号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更</p> <p>四 法第七十三条第一項第二十二号に掲げる事項のうち施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p> <p>（施設建築敷地等の価額の概算額）</p> <p>第二十八条 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十八号及び第十九号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日（以下この章及び付録第三において「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該施設建築敷地の価額（以下「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的</p>	<p>（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）</p> <p>第二十五条 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号、第七号又は第十二号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>（新設）</p> <p>三 法第七十三条第一項第二十号に掲げる事項のうち施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p> <p>（施設建築敷地等の価額の概算額）</p> <p>第二十八条 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十六号及び第十七号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額（以下「合計価額」という。）以上であり、かつ、法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日（以下この章及び付録第三において「基準日」という。）における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該施設建築敷地の価額（以下「敷地価額」という。）から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的</p>

とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該施設建築物の価額の見込額を超えるときは、当該施設建築物の価額の見込額をもつて敷地価額とする。

2 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築物地の共有持分の価額の概算額は、前項の規定により定めた施設建築物地の価額の概算額に、法第七十六条第三項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築物の一部等の価額の概算額は、施設建築物の整備に要する費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するものを償い、かつ、基準日における近傍同種の建築物の価額を参酌して定めた当該施設建築物の一部の価額の見込額をこえない範囲内において定めた当該施設建築物の一部の価額（以下「建築物価額」という。）に、敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該施設建築物の一部の整備に要する費用の額が当該施設建築物の一部の価額の見込額をこえるときは、当該施設建築物の一部の価額の見込額をもつて建築物価額とする。

4 前項の施設建築物の一部の整備に要する費用は、付録第二の式によつて算出するものとする。

（地代の概算額）

第二十九条 法第七十三条第一項第十六号に掲げる施設建築物地の地代の概算額は、第二十八条第一項の規定により定めた施設建築物地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた施設建築物地の地代の見込額とのうちいずれが多額のものを超えない範囲内において定めなければならない。

とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該施設建築物の価額の見込額を超えるときは、当該施設建築物の価額の見込額をもつて敷地価額とする。

2 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築物地の共有持分の価額の概算額は、前項の規定により定めた施設建築物地の価額の概算額に、法第七十六条第三項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築物の一部等の価額の概算額は、施設建築物の整備に要する費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するものを償い、かつ、基準日における近傍同種の建築物の価額を参酌して定めた当該施設建築物の一部の価額の見込額をこえない範囲内において定めた当該施設建築物の一部の価額（以下「建築物価額」という。）に、敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、当該施設建築物の一部の整備に要する費用の額が当該施設建築物の一部の価額の見込額をこえるときは、当該施設建築物の一部の価額の見込額をもつて建築物価額とする。

4 前項の施設建築物の一部の整備に要する費用は、付録第二の式によつて算出するものとする。

（地代の概算額）

第二十九条 法第七十三条第一項第十四号に掲げる施設建築物地の地代の概算額は、第二十八条第一項の規定により定めた施設建築物地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた施設建築物地の地代の見込額とのうちいずれが多額のものを超えない範囲内において定めなければならない。

2 前項の管理事務費の算出方法は、国土交通省令で定める。

(縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更)

第三十一条 権利変換計画の修正又は変更のうち法第八十三条第四項ただし書又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十二号又は第二十三号に掲げる事項の修正又は変更
- 二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十九号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更
- 三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の修正又は変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)

第三十二条 権利変換計画の変更のうち法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十二号又は第二十三号に掲げる事項の変更
- 二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十九号から第二十一号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
- 三 法第七十三条第一項第十四号に掲げる事項のうち氏名又は住所の変更

(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え)

第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表

2 前項の管理事務費の算出方法は、国土交通省令で定める。

(縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更)

第三十一条 権利変換計画の修正又は変更のうち法第八十三条第四項又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十号又は第二十一号に掲げる事項の修正又は変更
- 二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)

第三十二条 権利変換計画の変更のうち法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十号又は第二十一号に掲げる事項の変更
- 二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え)

第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表

のとおりとする。

第九十四条第三項		読み替えるべき規定
前項	読み替えられるべき字句	読み替える字句
相手方の氏名及び住所	施行者の名称及び事務所の所在地	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項
事業の種類	市街地再開発事業の名称	
損失の事実	都市再開発法第七十三條第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの価額	
損失の補償の見積及びその内訳	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	
協議の経過	都市再開発法第八十三條第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三	

のとおりとする。

第九十四条第三項		読み替えるべき規定
前項	読み替えられるべき字句	読み替える字句
相手方の氏名及び住所	施行者の名称及び事務所の所在地	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第八十五条第一項
事業の種類	市街地再開発事業の名称	
損失の事実	都市再開発法第七十三條第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの価額	
損失の補償の見積及びその内訳	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	
協議の経過	都市再開発法第八十三條第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三	

								第九十四条第四項	
								第九十四条第三項	項の規定により施行者のした通知の内容
								「国土交通大臣又は都道府県知事」	都市再開発法第八十五條第一項
								「収用委員会」とあるのは「同条第三項において準用する第九十四条第三項」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」	「同条又は同条」とあるのは「同条第三項において準用する第九十四条第三項」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」
								「収用委員会」と、「起業者」とあるのは「裁決申請者」	「収用委員会」と、「起業者」とあるのは「裁決申請者」
								相手方	施行者
								及びその相手方	及び施行者
								損失の補償及び補償をすべき時期	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
								同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解除の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合において」と、同条第五項
								第九十四条第八項	都市再開発法第八十

								第九十四条第四項	
								第九十四条第三項	項の規定により施行者のした通知の内容
								「国土交通大臣又は都道府県知事」	都市再開発法第八十五條第一項
								「収用委員会」とあるのは「同条第三項において準用する第九十四条第三項」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」	「同条又は同条」とあるのは「同条第三項において準用する第九十四条第三項」と、「国土交通大臣又は都道府県知事」
								「収用委員会」と、「起業者」とあるのは「裁決申請者」	「収用委員会」と、「起業者」とあるのは「裁決申請者」
								相手方	施行者
								及びその相手方	及び施行者
								損失の補償及び補償をすべき時期	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
								同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解除の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合において」と、同条第五項
								第九十四条第八項	都市再開発法第八十

第九十四条第八項		損失の補償及び補償をすべき時期		都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	
第三百三十三條第一項及び第二項	損失の補償 相手方	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	起業者	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	裁決申請者及び施行者
第三百三十四條	土地所有者又は関係人 事業の進行及び土地の 収用又は使用	裁決申請者 事業の進行	起業者	裁決申請者	施行者

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第四十一条 法第百三十三條第一項の規定による施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築敷地の地代の額の確定は、第二十八條から第二十九條までの規定の例により行わなければならない。

2 法第百三十三條第一項の規定による施設建築物の一部の家賃の額は、第三十條の規定の例により定めた標準家賃の額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施設建築物の一部について賃借権を与えられる

第九十四条第八項		損失の補償及び補償をすべき時期		都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	
第三百三十三條第一項及び第二項	損失の補償 相手方	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	起業者	都市再開発法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	裁決申請者及び施行者
第三百三十四條	土地所有者又は関係人 事業の進行及び土地の 収用又は使用	裁決申請者 事業の進行	起業者	裁決申請者	施行者

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第四十一条 法第百三十三條第一項の規定による施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築敷地の地代の額の確定は、第二十八條から第二十九條までの規定の例により行わなければならない。

2 法第百三十三條第一項の規定による施設建築物の一部の家賃の額は、第三十條の規定の例により定めた標準家賃の額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施設建築物の一部について借家権を与えられる

こととなる者が施行地区内の建築物について有していた賃借権の価額を考慮して、必要な補正を行つて確定しなければならない。

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え)

第四十四条 法第一百条第一項の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは、「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十四条の二 法第一百条の二第一項の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築敷地」とあるのは「掲げる施設建築敷地に関する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合(以下「地上権の割合」という。以下「乗じて得た額を控除した」とあるのは「に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物に関する権利」と、「施設建築物」とあるのは「、当該施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額

こととなる者が施行地区内の建築物について有していた借家権の価額を考慮して、必要な補正を行なつて確定しなければならない。

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え)

第四十四条 法第一百条第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは、「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十四条の二 法第一百条の二第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築敷地」とあるのは「掲げる施設建築敷地に関する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合(以下「地上権の割合」という。以下「乗じて得た額を控除した」とあるのは「に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物に関する権利」と、「施設建築物」とあるのは「、当該施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額

を加えた」とあるのは「当該施設建築物に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額が当該建築物価額に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 法第九十条の二第一項の場合及び法第九十条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の三
- 二 法第九十条の二第一項の場合及び法第九十条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の六

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十五条 法第九十一条の場合においては、第二十五条第四号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条(見出しを含む。)中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。)」とあるのは「施設建築敷地」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるの

を加えた」とあるのは「当該施設建築物に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額が当該建築物価額に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 法第九十条の二第一項の場合及び法第九十条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の三
- 二 法第九十条の二第一項の場合及び法第九十条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の六

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十五条 法第九十一条の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条(見出しを含む。)中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権(以下「地上権」という。)」とあるのは「施設建築敷地」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるの

は「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(縦覧手続を要しない管理処分計画の修正又は変更)

第四十六条の七 管理処分計画の修正又は変更のうち法第一百八条の十において準用する法第八十三条第四項ただし書又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第一百八条の七第一項第二号、第四号、第八号又は第九号に掲げる事項の修正又は変更
- 二 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回に伴う法第一百八条の七第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更
- 三 法第一百八条の七第一項第七号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理処分計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)
 第四十六条の十五 法第一百八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第二条第十号、第四十四号第一項、第五	施設建築敷地	施設建築敷地(特定 仮換地である施設建

は「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(縦覧手続を要しない管理処分計画の修正又は変更)

第四十六条の七 管理処分計画の修正又は変更のうち法第一百八条の十において準用する法第八十三条第四項又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第一百八条の七第一項第二号、第四号、第八号又は第九号に掲げる事項の修正又は変更
- 二 譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出の撤回に伴う法第一百八条の七第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更
- 三 法第一百八条の七第一項第七号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理処分計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)
 第四十六条の十五 法第一百八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第二条第十号、第四十四号第一項、第五	施設建築敷地	施設建築敷地(特定 仮換地である施設建

<p>十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十六号、第十九号及び第二十二号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百零一条第一項及び第二項、第一百四条第一項、第一百八条第二項、第一百十条第二項及び第五項、第一百十条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項、第一百一条、第一百八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の三、第一百八条の二十八第二項</p>	<p>十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十六号、第十九号及び第二十二号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百零一条第一項及び第二項、第一百四条第一項、第一百八条第二項、第一百十条第二項及び第五項、第一百十条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項、第一百一条、第一百八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の三、第一百八条の二十八第二項</p>	<p>内の宅地</p>	
<p>内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定</p>	<p>築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。</p>	<p>内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定</p>	
<p>十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十四号、第十七号及び第二十号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百零一条第一項及び第二項、第一百四条第一項、第一百八条第二項、第一百十条第二項及び第五項、第一百十条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項、第一百一条、第一百八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の三、第一百八条の二十八第二項</p>	<p>十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第十四号、第十七号及び第二十号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百零一条第一項及び第二項、第一百四条第一項、第一百八条第二項、第一百十条第二項及び第五項、第一百十条の二第三項及び第六項、第一百十条の四第二項及び第三項、第一百一条、第一百八条の十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の三、第一百八条の二十八第二項</p>	<p>内の宅地</p>	<p>築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。</p>
<p>内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定</p>	<p>築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。</p>	<p>内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定</p>	

<p>第十一条第一項、第二百二十五条の二第二項</p>	<p>第二条の二第一項</p>	<p>目的である宅地</p>	<p>仮換地に対応する従前の宅地を含む。</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>宅地の地積(当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積)</p>	<p>借地の地積と</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第三十三条、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>その区域内の特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>	<p>その区域内の特定仮換地以外の借地及びその区域内の特定仮換地に対応する従前</p>

<p>第十一条第一項、第二百二十五条の二第二項</p>	<p>第二条の二第一項</p>	<p>目的である宅地</p>	<p>仮換地に対応する従前の宅地を含む。</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>宅地の地積(当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積)</p>	<p>借地の地積と</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第三十三条、第五十条の四第一項、第百十八条の六第二項</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>その区域内の特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>	<p>その区域内の特定仮換地以外の借地及びその区域内の特定仮換地に対応する従前</p>

<p>第二条の二第三項第四号後段、第十四条第二項及び第五十条の四第二項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>の借地についての特定 宅地又は借地の地積 宅地又は借地の地積 (当該区域内の特定 仮換地に対応する従 前の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての 特定仮換地の地積)</p>
<p>第七条の十三第一項</p>	<p>建築物</p>	<p>建築物(当該区域内 の特定仮換地に存す る建築物であつて土 地区画整理事業の施 行に伴い当該特定仮 換地から移転し、又 は除却すべきもの(以 下「施行地区とな るべき区域内の特定 仮換地からの移転建 築物等」という。) を除き、当該区域内 の特定仮換地に対応 する従前の宅地に存 する建築物であつて 土地区画整理事業の 施行に伴い当該特定 仮換地に移転し、又 は除却すべきもの(以 下「施行地区とな るべき区域内の特定</p>
<p>第二条の二第三項第四号後段、第十四条第二項及び第五十条の四第二項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>の借地についての特定 宅地又は借地の地積 宅地又は借地の地積 (当該区域内の特定 仮換地に対応する従 前の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての 特定仮換地の地積)</p>
<p>第七条の十三第一項</p>	<p>建築物</p>	<p>建築物(当該区域内 の特定仮換地に存す る建築物であつて土 地区画整理事業の施 行に伴い当該特定仮 換地から移転し、又 は除却すべきもの(以 下「施行地区とな るべき区域内の特定 仮換地からの移転建 築物等」という。) を除き、当該区域内 の特定仮換地に対応 する従前の宅地に存 する建築物であつて 土地区画整理事業の 施行に伴い当該特定 仮換地に移転し、又 は除却すべきもの(以 下「施行地区とな るべき区域内の特定</p>

				、第三項、第六項及び第七項、第七條の十八第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條、第三十七條第二項、第五十七條第四項第二号、第七十條第一項
			第十五條第一項、第五十條の五第一項	なるべき区域
			第十六條第一項	施行地区)
			第三十三條、第一百零八條の六第二項	宅地に
	借地の総地積			ある宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
				宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
				宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)

				、第三項、第六項及び第七項、第七條の十八第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條、第三十七條第二項、第五十七條第四項第二号、第七十條第一項
			第十五條第一項、第五十條の五第一項	なるべき区域
			第十六條第一項	施行地区)
			第三十三條、第一百零八條の六第二項	宅地に
	借地の総地積			ある宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
				宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)
				宅地(特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)

第三十三条、第一百零八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積	換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
第三十三条、第一百零八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積 借地の地積と	換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）と
第三十四条第一項	宅地及び建築物	宅地（工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）及び建築物（工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に
第三十三条、第一百零八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積	換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
第三十三条、第一百零八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項	宅地の地積 借地の地積と	換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）と
第三十四条第一項	宅地及び建築物	宅地（工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）及び建築物（工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に

第四十四条第一項	第三十八條第二項、 第五十條の九第二項	施行地区)	第三十八條第二項、 第五十條の九第二項	施行地区) 、及び「施行地区と なるべき区域又は施 行地区	伴い当該特定仮換地 に移転し、又は除却 すべきものを含む。
宅地の地積	第三十九條第二項、 第七十三條第一項第 三号及び第十八号、 第一百十八條の第三 第一項、第一百十八條の七 第一項第三号、第百 十八條の十一第一項	施行地区内に有する	宅地又は借地の位置、 地積等	有する施行地区内の	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)
宅地の地積(施行地 積等)	第三十九條第二項	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)	有する施行地区内の	伴い当該特定仮換地 に移転し、又は除却 すべきものを含む。
第四十四条第一項	第三十八條第二項、 第五十條の九第二項	施行地区)	第三十八條第二項、 第五十條の九第二項	施行地区) 、及び「施行地区と なるべき区域又は施 行地区	伴い当該特定仮換地 に移転し、又は除却 すべきものを含む。
宅地の地積	第三十九條第二項、 第七十三條第一項第 三号及び第十六号、 第一百十八條の第三 第一項、第一百十八條の七 第一項第三号、第百 十八條の十一第一項	施行地区内に有する	宅地又は借地の位置、 地積等	有する施行地区内の	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)
宅地の地積(施行地 積等)	第三十九條第二項	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)	宅地又は借地(特定 仮換地である宅地又 は借地を除き、施行 地区内の特定仮換地 に対応する従前の宅 地又は借地を含む。) の位置、地積等(施 行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地又は借地に あつては、当該宅地 又は借地についての特 定仮換地の位置、地 積等)	有する施行地区内の	伴い当該特定仮換地 に移転し、又は除却 すべきものを含む。

		第五十条の三第二項 ただし書		
	区域内に宅地、借地権	区域内に宅地、借地権	区域内の宅地（特定 仮換地である宅地を 除き、当該区域内の 特定仮換地に対応す る従前の宅地を含む 。）若しくはその借 地権	区内の特定仮換地に 対応する従前の宅地 にあつては、当該宅 地についての特定仮 換地の地積）
存する建築物		存する当該区域内の 建築物（施行地区と なるべき区域内の特 定仮換地からの移転 建築物等を除き、施 行地区となるべき区 域内の特定仮換地へ の移転建築物等を含 む。）		
	区域内に宅地、借地権	区域内に宅地、借地権	区域内の宅地（特定 仮換地である宅地を 除き、当該区域内の 特定仮換地に対応す る従前の宅地を含む 。）若しくはその借 地権	区内の特定仮換地に 対応する従前の宅地 にあつては、当該宅 地についての特定仮 換地の地積）
存する建築物		存する当該区域内の 建築物（施行地区と なるべき区域内の特 定仮換地からの移転 建築物等を除き、施 行地区となるべき区 域内の特定仮換地へ の移転建築物等を含 む。）		

	第五十条の九第二項	第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項	第六十五条	第六十六条第七項	
当該区域内の建築物	区域」とあり	区域」とあるのは、	施行地区を	施行地区内において 付加増置（	
当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	区域」とあり、同条中「当該区域」とあり、及び「その区域」とあり	区域」とあり、及び「当該区域」とあり、並びに同号中「その区域」とあるのは、	施行地区（施行地区となるべき区域又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）を	施行地区内における付加増置（工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置にあつては、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存す	
	第五十条の九第二項	第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項	第六十五条	第六十六条第七項	
当該区域内の建築物	区域」とあり	区域」とあるのは、	施行地区を	施行地区内において 付加増置（	
当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	区域」とあり、同条中「当該区域」とあり、及び「その区域」とあり	区域」とあり、及び「当該区域」とあり、並びに同号中「その区域」とあるのは、	施行地区（施行地区となるべき区域又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）を	施行地区内における付加増置（工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置にあつては、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存す	

第六十八條第二項	各個の土地	<p>各個の土地（施行地区内の特定仮換地に 対応する従前の各個 の宅地を含む。）</p>
第六十九條第一項	存する建築物	<p>存する建築物（施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築</p>
第六十八條第二項	各個の土地	<p>各個の土地（施行地区内の特定仮換地に 対応する従前の各個 の宅地を含む。）</p>
第六十九條第一項	存する建築物	<p>存する建築物（施行地区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築</p>

<p>第七十条第一項、第九十条第二項及び第三項、第百八条第一項第二号</p>	<p>建築物</p>	<p>物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む。）</p>
<p>第七十条の二第一項</p>	<p>宅地に</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除く。）</p>
<p>第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び第十九号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百十条第二項、第七十一条第一項、第七十三条第一項第七十三条第一項第</p>	<p>宅地（指定宅地を除く。）</p>	<p>宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>
<p>第七十一条第一項、第七十三条第一項第</p>	<p>施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権</p>	<p>権原に基づき施行地区内の建築物（指定</p>

<p>第七十条第一項、第九十条第二項及び第三項、第百八条第一項第二号</p>	<p>建築物</p>	<p>物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む。）</p>
<p>第七十条の二第一項</p>	<p>宅地に</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除く。）</p>
<p>第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び第十七号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百十条第二項、第七十一条第一項、第七十三条第一項第</p>	<p>宅地（指定宅地を除く。）</p>	<p>宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>
<p>第七十一条第一項、第七十三条第一項第</p>	<p>施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権</p>	<p>権原に基づき施行地区内の建築物（指定</p>

<p>二号、第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第一百十条第二項</p>	<p>第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号及び第十四号、第七十七条第五項から第七項まで、第八十八条第五項</p>	<p>第七十二条第二項</p>
<p>原に基づき建築物</p>	<p>土地（指定宅地を除く。）に存する建築物</p>	<p>施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とあるのは、「施行地区」とあるのは、「当該区域」とあるのは「施行地区」とあるのは「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）」とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）」とある</p>
<p>宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>に施行地区となるべき区域」とあるのは「に施行地区」と、「当該区域」とあるのは「施行地区」とあるのは「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）」とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）」とある</p>

<p>二号、第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第一百十条第二項</p>	<p>第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号、第八十八条第五項</p>	<p>第七十二条第二項</p>
<p>原に基づき建築物</p>	<p>土地（指定宅地を除く。）に存する建築物</p>	<p>施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とあるのは、「施行地区」とあるのは「当該区域」とあるのは「施行地区」とあるのは「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）」とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）」とある</p>
<p>宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>に施行地区となるべき区域」とあるのは「に施行地区」と、「当該区域」とあるのは「施行地区」とあるのは「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）」とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）」とある</p>

第七十三条第一項第十三第一項	建築物	第七十三条第一項第十八号、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十四条の十、第八十五条の十一第一項及び第八十六条の二	第七十三条第一項第十八号、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十四条の十、第八十五条の十一第一項及び第八十六条の二	第七十三条第一項第十八号、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十四条の十、第八十五条の十一第一項及び第八十六条の二	宅地、借地権	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権	第七十三条第一項第十六号、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十四条の十、第八十五条の十一第一項及び第八十六条の二	第七十三条第一項第十三号	同号の宅地、借地権又は建築物	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	第七十三条第一項第十三号	第七十二条第三項	区域	区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その区域」	第七十二条第三項	第七十二条第三項	区域	区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その区域」	第七十二条第三項
第七十三条第一項第十三第一項	建築物	第七十三条第一項第十三第一項		第七十三条第一項第十六号、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条の七第一項、第八十三条、第八十四条の十、第八十五条の十一第一項及び第八十六条の二	宅地、借地権	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権		第七十三条第一項第十三号	同号の宅地、借地権又は建築物	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）		第七十二条第三項	区域	区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その区域」		第七十二条第三項	区域	区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その区域」	

		第七十七条第二項、 第八十三条第一項及 び第二項、第九十條 第一項及び第三項			
		第七十七条第二項			
		又は建築物			
位置、地積又は床面積			施行地区内の土地	定められるべき土地の 属すべき施設建築敷地	
位置、地積又は床面積			施行地区内の土地（ 特定仮換地を除き、 施行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地を含む。）	定められるべき土地 （特定仮換地に対応 する従前の宅地にあ つては、当該宅地に ついての特定仮換地 につき換地と定めら れるべき土地）の属 すべき施設建築敷地 （特定仮換地である 施設建築敷地を除き 、施設建築敷地とな るべき特定仮換地に 対応する従前の宅地 を含む。）	除き、施設建築敷地 となるべき特定仮換 地に対応する従前の 宅地を含む。）
		第七十七条第二項			
		第七十七条第二項			
		又は建築物			
位置、地積又は床面積			施行地区内の土地	定められるべき土地の 属すべき施設建築敷地	
位置、地積又は床面積			施行地区内の土地（ 特定仮換地を除き、 施行地区内の特定仮 換地に対応する従前 の宅地を含む。）	定められるべき土地 （特定仮換地に対応 する従前の宅地にあ つては、当該宅地に ついての特定仮換地 につき換地と定めら れるべき土地）の属 すべき施設建築敷地 （特定仮換地である 施設建築敷地を除き 、施設建築敷地とな るべき特定仮換地に 対応する従前の宅地 を含む。）	除き、施設建築敷地 となるべき特定仮換 地に対応する従前の 宅地を含む。）

<p>第七十七条第七項、 第七十八条第一項、 第八十九条第一項</p>	<p>土地に存する建築物</p>	<p>積、環境及び利用状況（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の位置、地積、環境及び利用状況）</p>
<p>第七十八条第一項、 第八十九条第一項</p>	<p>施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物</p>	<p>定められる施設建築敷地</p>
	<p>建築物</p>	<p>定められる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の上（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の上）</p>

<p>第七十八条第一項、 第八十九条第一項</p>	<p>（新設） 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物</p>	<p>積、環境及び利用状況（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の位置、地積、環境及び利用状況）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設） 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物</p>	<p>定められる施設建築敷地</p>
	<p>建築物</p>	<p>定められる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の上（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の上）</p>

第八十三条第一項	物件	物件（施行地区内の特定仮換地に存する物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地からの移転物件等」という。）を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）
第八十三条第二項、 第一百十条第一項	物件	物件（施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）
第八十六条の二	施行地区	施行地区（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第八十七条第一項、 第一百十条第一項	土地	土地（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第八十八条第一項	土地	土地（特定仮換地を

第八十三条第一項	物件	物件（施行地区内の特定仮換地に存する物件であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区内の特定仮換地からの移転物件等」という。）を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）
第八十三条第二項、 第一百十条第一項	物件	物件（施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）
第八十六条の二	施行地区	施行地区（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第八十七条第一項、 第一百十条第一項	土地	土地（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第八十八条第一項	土地	土地（特定仮換地を

	第九十条第二項	第百四条第一項	第百八条第一項第二号 第百十条の二第一項
	施行地区内のその他の	宅地、使用収益権又は建築物	存する 土地（指定宅地を除く。）
除き、施設建築物の敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	の その他の施行地区内の	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその使用収益権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	土地（指定宅地及び特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。） 物件（指定宅地に存する物件及び施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除

	第九十条第二項	第百四条第一項	第百八条第一項第二号 第百十条の二第一項
	施行地区内のその他の	宅地、使用収益権又は建築物	存する 土地（指定宅地を除く。）
除き、施設建築物の敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	の その他の施行地区内の	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその使用収益権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	土地（指定宅地及び特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。） 物件（指定宅地に存する物件及び施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除

	第一百十条の二第六項																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第八</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第十三</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">条第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一項</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">及び</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第二</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">項</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>施行地</td> <td>区内の</td> <td>土地又</td> <td>は土地</td> <td>に定着</td> <td>する物</td> <td>件に関</td> <td>し権利</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>宅地</td> <td>又は</td> <td>これ</td> <td>に定</td> <td>着す</td> <td>る物</td> <td>に</td> </tr> </table>	第八	第十三	条第	一項	及び	第二	項		施行地	区内の	土地又	は土地	に定着	する物	件に関	し権利	指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に
第八	第十三	条第	一項	及び	第二	項																			
施行地	区内の	土地又	は土地	に定着	する物	件に関	し権利																		
指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に																		
き、施行地区内の特 定仮換地への移転工 作物等を含む。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第八</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第十三</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">条第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一項</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>施行地</td> <td>区内の</td> <td>土地（</td> <td>）又は</td> <td>特定仮</td> <td>換地を</td> <td>除き、</td> <td>施行地</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>宅地</td> <td>又は</td> <td>これ</td> <td>に定</td> <td>着す</td> <td>る物</td> <td>に</td> </tr> </table>	第八	第十三	条第	一項					施行地	区内の	土地（	）又は	特定仮	換地を	除き、	施行地	指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に
第八	第十三	条第	一項																						
施行地	区内の	土地（	）又は	特定仮	換地を	除き、	施行地																		
指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に																		
	第一百十条の二第六項																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第八</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第十三</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">条第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一項</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">及び</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第二</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">項</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>施行地</td> <td>区内の</td> <td>土地又</td> <td>は土地</td> <td>に定着</td> <td>する物</td> <td>件に関</td> <td>し権利</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>宅地</td> <td>又は</td> <td>これ</td> <td>に定</td> <td>着す</td> <td>る物</td> <td>に</td> </tr> </table>	第八	第十三	条第	一項	及び	第二	項		施行地	区内の	土地又	は土地	に定着	する物	件に関	し権利	指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に
第八	第十三	条第	一項	及び	第二	項																			
施行地	区内の	土地又	は土地	に定着	する物	件に関	し権利																		
指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に																		
き、施行地区内の特 定仮換地への移転工 作物等を含む。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第八</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第十三</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">条第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一項</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>施行地</td> <td>区内の</td> <td>土地（</td> <td>）又は</td> <td>特定仮</td> <td>換地を</td> <td>除き、</td> <td>施行地</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>宅地</td> <td>又は</td> <td>これ</td> <td>に定</td> <td>着す</td> <td>る物</td> <td>に</td> </tr> </table>	第八	第十三	条第	一項					施行地	区内の	土地（	）又は	特定仮	換地を	除き、	施行地	指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に
第八	第十三	条第	一項																						
施行地	区内の	土地（	）又は	特定仮	換地を	除き、	施行地																		
指定	宅地	又は	これ	に定	着す	る物	に																		

地区画
整理事
業の施
行に伴
い当該
特定仮
換地か
ら移転
し、又
は除却
すべき
もの（
以下「
施行地
区内の
特定仮
換地か
らの移
転物件
等」と
いう。
）を除
き、施
行地区
内の特
定仮換
地への
移転工
作物等
を含む

地区画
整理事
業の施
行に伴
い当該
特定仮
換地か
ら移転
し、又
は除却
すべき
もの（
以下「
施行地
区内の
特定仮
換地か
らの移
転物件
等」と
いう。
）を除
き、施
行地区
内の特
定仮換
地への
移転工
作物等
を含む

施行地区	（施	する物	に定着	は土地	。又	を含む	の宅地	る従前	対応す	換地に	特定仮	区内の	施行地	除き、	換地を	特定仮	土地（	区内の	施行地	者	業参加	特定事	員又は	加組合	及び参	する者	利を有	関し権	。に	第八	
																														第十三	
																															二項

施行地区	（施	する物	に定着	は土地	。又	を含む	の宅地	る従前	対応す	換地に	特定仮	区内の	施行地	除き、	換地を	特定仮	土地（	区内の	施行地	者	業参加	特定事	員又は	加組合	及び参	する者	利を有	関し権	。に	第八	
																														第十三	
																															二項

<p>第百十條の四第二項</p>				
<p>位置、地積、環境及び 利用状況</p>				
<p>位置、地積、環境及び 利用状況（特定仮 換地に対応する従前 の宅地にあつては、 当該宅地についての 特定仮換地の位置、</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 819 1418 904"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 904 1418 990"> <p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 990 1418 1099"></td> </tr> </table>		<p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p>	
<p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p>				
<p>第百十條の四第二項</p>				
<p>位置、地積、環境及び 利用状況</p>				
<p>位置、地積、環境及び 利用状況（特定仮 換地に対応する従前 の宅地にあつては、 当該宅地についての 特定仮換地の位置、</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 1736 1418 1821"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1821 1418 1906"> <p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1906 1418 2038"></td> </tr> </table>		<p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p>	
<p>内の特 定仮換 地から の移転 の物件等 を除き 、施行 地区内 の特定 仮換地 への移 転工作 物等を 含む。 ）に関 し権利 を有す る者及 び参加 組員 又は特 定事業 参加者</p>				

<p>第百十八条の十</p>	<p>第百十八条の六第三項において準用する 第七條の二第五項</p>	<p>第百十八條の六第二項</p>	<p>第百十八條の二第一項</p>
<p>又は建築物</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>宅地の 施行地区内の土地に権原に基づき建築物</p>
<p>又は従前の建築物（施行地区内の特定仮</p>	<p>特定仮換地の地積） 又は借地についての特定仮換地の地積 又は従前の建築物（施行地区内の特定仮</p>	<p>施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積</p>	<p>地積、環境及び利用状況） 宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の権原に基づき施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>第百十八条の十</p>	<p>第百十八条の六第三項において準用する 第七條の二第五項</p>	<p>第百十八條の六第二項</p>	<p>第百十八條の二第一項</p>
<p>又は建築物</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>宅地の 施行地区内の土地に権原に基づき建築物</p>
<p>又は従前の建築物（施行地区内の特定仮</p>	<p>特定仮換地の地積） 又は借地についての特定仮換地の地積 又は従前の建築物（施行地区内の特定仮</p>	<p>施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積</p>	<p>地積、環境及び利用状況） 宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の権原に基づき施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>

<p>第百十八条の二十三 第一項</p>		<p>第百十八条の十三第 三項</p>	<p>第百十八条の十一第 二項、第百十八条の 十三第三項</p>	
<p>若しくは建築物</p>		<p>宅地、借地権又は建築 物の上に</p>	<p>第百十八条の三第一項 の承認を受けないで施 行地区内に有する</p>	
<p>若しくは施行地区内 の建築物（施行地区 内の特定仮換地から の移転建築物等を除</p>	<p>若しくは施行地区内 の建築物（施行地区 内の特定仮換地から の移転建築物等を除</p>	<p>宅地（特定仮換地で ある宅地を除き、施 行地区内の特定仮換 地に対応する従前の 宅地を含む。）若し くはその借地権又は 施行地区内の建築物 （施行地区内の特定 仮換地からの移転建 築物等を除き、施行 地区内の特定仮換地 への移転建築物等を 含む。）の上に第百 十八条の三第一項の 承認を受けないで</p>	<p>第百十八条の三第一 項の承認を受けない で処分した</p>	<p>換地からの移転建築 物等を除き、施行地 区内の特定仮換地へ の移転建築物等を含 む。） 有する施行地区内の</p>
<p>第百十八条の二十三 第一項</p>		<p>第百十八条の十三第 三項</p>	<p>第百十八条の十一第 二項、第百十八条の 十三第三項</p>	
<p>若しくは建築物</p>		<p>宅地、借地権又は建築 物の上に</p>	<p>第百十八条の三第一項 の承認を受けないで施 行地区内に有する</p>	
<p>若しくは施行地区内 の建築物（施行地区 内の特定仮換地から の移転建築物等を除</p>	<p>若しくは施行地区内 の建築物（施行地区 内の特定仮換地から の移転建築物等を除</p>	<p>宅地（特定仮換地で ある宅地を除き、施 行地区内の特定仮換 地に対応する従前の 宅地を含む。）若し くはその借地権又は 施行地区内の建築物 （施行地区内の特定 仮換地からの移転建 築物等を除き、施行 地区内の特定仮換地 への移転建築物等を 含む。）の上に第百 十八条の三第一項の 承認を受けないで</p>	<p>第百十八条の三第一 項の承認を受けない で処分した</p>	<p>換地からの移転建築 物等を除き、施行地 区内の特定仮換地へ の移転建築物等を含 む。） 有する施行地区内の</p>

<p>附則第五条第三項</p>	<p>第百三十二条</p>	<p>第百十八条の二十六 第一項</p>	<p>所有する者</p>	<p>土地及びその土地に存する建物</p>	<p>き、施行地区内の特定 仮換地への移転建 築物等を含む。）</p>
<p>施行区域内</p>	<p>土地及びその土地に存する建物</p>	<p>所有する者（当該土地又は当該権利のうち特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する権利を有する者であつて権原により当該宅地についての特定仮換地に建築物を所有する者を含む。）</p>	<p>土地（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）及び建物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>施行区域内の建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地か</p>	<p>き、施行地区内の特定 仮換地への移転建 築物等を含む。）</p>
<p>附則第五条第三項</p>	<p>第百三十二条</p>	<p>第百十八条の二十六 第一項</p>	<p>所有する者</p>	<p>土地及びその土地に存する建物</p>	<p>き、施行地区内の特定 仮換地への移転建 築物等を含む。）</p>
<p>施行区域内</p>	<p>土地及びその土地に存する建物</p>	<p>所有する者（当該土地又は当該権利のうち特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する権利を有する者であつて権原により当該宅地についての特定仮換地に建築物を所有する者を含む。）</p>	<p>土地（特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）及び建物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>施行区域内の建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地か</p>	<p>き、施行地区内の特定 仮換地への移転建 築物等を含む。）</p>

第二十五条第四号、 第二十八条第二項、	第二十一条第三項	施行地区内に有する宅 地又は借地権	第十九条、第四十七 条の二	（土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合 の読替え） 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合にお いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第二十五条第四号、 第二十八条第二項、	第二十一条第三項	施行地区内に有する宅 地又は借地権	第十九条、第四十七 条の二	（土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合 の読替え） 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合にお いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
施設建築敷地（第四十 四条の二第一項中「施 設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建

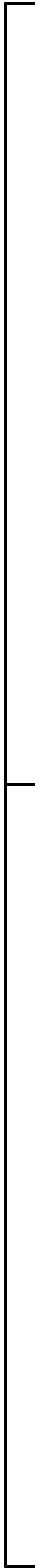
第二十五条第三号、 第二十八条第二項、	第二十一条第三項	施行地区内に有する宅 地又は借地権	第十九条、第四十七 条の二	（土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合 の読替え） 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合にお いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
第二十五条第三号、 第二十八条第二項、	第二十一条第三項	施行地区内に有する宅 地又は借地権	第十九条、第四十七 条の二	（土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合 の読替え） 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合にお いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
施設建築敷地（第四十 四条の二第一項中「施 設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建	施設建築敷地（特定 仮換地である施設建

第三十三条			第二十八条第一項	第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十条の二第一項、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四
若しくは建築物	備 当該施設建築敷地の整備	宅地及び借地権	掲げる施設建築敷地	設建築敷地又は」とある場合及び第四十六条の十三中「見出し中」建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地」とある場合を除く。
若しくは建築物	備 施設建築物の敷地の整備	宅地及び借地権（特定仮換地である宅地及びその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地及びその宅地に存する借地権を含む。）	掲げる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）
第三十三条			第二十八条第一項	第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十条の二第一項、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四
若しくは建築物	備 当該施設建築敷地の整備	宅地及び借地権	掲げる施設建築敷地	設建築敷地又は」とある場合及び第四十六条の十三中「見出し中」建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地」とある場合を除く。
若しくは建築物	備 施設建築物の敷地の整備	宅地及び借地権（特定仮換地である宅地及びその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地及びその宅地に存する借地権を含む。）	掲げる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

第四十六条の九	第四十五条、第四十六条の五、付録第一	第四十五条	第四十一条第二項	
物 宅地、借地権又は建築物	利用価値	(見出しを含む。)	施行地区内の建築物	
宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換	利用価値(特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の利用価値	の見出し中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあるのは「施設建築敷地」と、同条	施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)	地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)若しくは建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)
第四十六条の九	第四十五条、第四十六条の五、付録第一	第四十五条	第四十一条第二項	
物 宅地、借地権又は建築物	利用価値	(見出しを含む。)	施行地区内の建築物	
宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換	利用価値(特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の利用価値	の見出し中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあるのは「施設建築敷地」と、同条	施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)	地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)若しくは建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)

付録第六	付録第一	第四十七条の二	
地	こととなる施設建築敷	建築物	
こととなる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	こととなる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地については、当該宅地についての特定仮換地にある各施設建築物	にある各施設建築物（特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

付録第六	付録第一	第四十七条の二	
地	こととなる施設建築敷	建築物	
こととなる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地を除き、施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	こととなる施設建築敷地（特定仮換地である施設建築敷地については、当該宅地についての特定仮換地にある各施設建築物	にある各施設建築物（特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）



○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）</p> <p>第三十七条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				第九十四条第三項	読み替えられるべき規定	第九十四条第三項	読み替えられるべき規定
				前項	読み替えられるべき字句	前項	読み替えられるべき字句
損失の事実	事業の種類	相手方の氏名及び住所	実施者の名称及び事務所の所在地	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げ	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げ	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げ	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げ

		第九十四条第四項		
あるのは「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と	第九十四条第三項	「前条	協議の経過	損失の補償の見積及びその内訳
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第三項において準用する第九十四条第三項	。中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三項の規定により施行者のした処分	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの内訳
同条中		同条（見出しを含む		る宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの内訳
		第九十四条第四項		
あるのは「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と	第九十四条第三項	「前条	協議の経過	損失の補償の見積及びその内訳
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第三項において準用する第九十四条第三項	。中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三項の規定により施行者のした処分	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの内訳
同条中		同条（見出しを含む		る宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの内訳

					第九十四条第五項			
					第九十四条第六項			
第六十三條第三項中	第九十四條第八項	同條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	「と、 収用委員会
第六十三條第三項中	第九十四條第八項	同條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	「と、 収用委員会
第六十三條第三項中	第九十四條第八項	同條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「場合 において、その和解 の内容が第七章の規 定に適合するときは 」とあるのは「場合 においては」と、同 條第五項	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	同條第二項中「起業者 」とあるのは「裁決 申請者	「と、 収用委員会

第九十四条第七項	
第二項	<p>第九十四条第三項</p> <p>若しくはその相手方 裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）</p>
密集市街地における	<p>「損失の補償」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十八号又は第十九号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額」と、同条第三項中「事業の認定」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の事業計画」と、</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第三項において準用する第九十四条第三項</p> <p>若しくは施行者 裁決申請者</p>
第九十四条第七項	
第二項	<p>第九十四条第三項</p> <p>若しくはその相手方 裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）</p>
密集市街地における	<p>「損失の補償」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額」と、同条第三項中「事業の認定」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の事業計画」と、</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第三項において準用する第九十四条第三項</p> <p>若しくは施行者 裁決申請者</p>

第百三十四條	第百三十三條第三項	第百三十三條第一項及び第二項	損失の補償 相手方	損失の補償については、 、裁決申請者及びその 相手方	第百三十三條第一項 及び第二項	この法律	損失の補償及び補償を すべき時期	この法律	防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項
									密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律 第二 百十八條第一項
事業の進行及び土地の	起業者	土地所有者又は関係人	損失の補償	損失の補償については、 、裁決申請者及びその 相手方	第百三十三條第一項 及び第二項	この法律	損失の補償及び補償を すべき時期	この法律	防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項
事業の進行	施行者	裁決申請者	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十八号 又は第十九号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十八号 又は第十九号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十八号 又は第十九号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項

第百三十四條	第百三十三條第三項	第百三十三條第一項及び第二項	損失の補償 相手方	損失の補償については、 、裁決申請者及びその 相手方	第百三十三條第一項 及び第二項	この法律	損失の補償及び補償を すべき時期	この法律	防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項
									密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項
事業の進行及び土地の	起業者	土地所有者又は関係人	損失の補償	損失の補償については、 、裁決申請者及びその 相手方	第百三十三條第一項 及び第二項	この法律	損失の補償及び補償を すべき時期	この法律	防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項
事業の進行	施行者	裁決申請者	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十六号 又は第十七号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十六号 又は第十七号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百五條第一項第三号 、第八号、第十六号 又は第十七号に掲げ る宅地若しくは建築 物又はこれらに関す る権利の価額	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律	密集市街地における 防災街区の整備の促進に関する法律第二 百十八條第一項

				(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係る法の適用についての読替規定) 第四十三条 法第二百五十四条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
第六百六十二条第一項 第一号	見出し、同条第一項 第六百六十二条第一項 第二十二條第一項の規定	読み替えるべき規定 第六百五十九条第一項、第六百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第七十三條第一項、第八十條第二項第五号、第八十五條第一項、第八十九條第一項、第二百五條第一項、第二十号及び第四項ただし書、第二百九條の見出し、同條第二項前段及び第四項、第二百二十二條第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十六條第一項、第二百四十七條の見出し、第二百五十二條の見出し、同條第一項	句 防災施設建築物の一部等	
	各共有持分又は第二百二十二條第一項の規定	各共有持分		

				(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係る法の適用についての読替規定) 第四十三条 法第二百五十四条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
第六百六十二条第一項 第一号	見出し、同条第一項 第六百六十二条第一項 第二十二條第一項の規定	読み替えるべき規定 第六百五十九条第一項、第六百六十六条第一項第五号、第二項及び第三項、第七十三條第一項、第八十條第二項第五号、第八十五條第一項、第八十九條第一項、第二百五條第一項、第十八号及び第四項ただし書、第二百九條の見出し、同條第二項前段及び第四項、第二百二十二條第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十六條第一項、第二百四十七條の見出し、第二百五十二條の見出し、同條第一項	句 防災施設建築物の一部等	
	各共有持分又は第二百二十二條第一項の規定	各共有持分		

第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項第 二号及び第六号、第 二百二十四条第一項 等	第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項 及び第二項	第二百三十三條第一項 及び第二項	第二百二十二条第一項 及び第二項	第二百八十条第二項第 七号、第二百四十七 条第一項、第二百四 十八条第一項	第二百六十二条第一項 第二号	宅地又は地上権 持分	による地上権の各共有
防災施設建築敷地若し の一部等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等	各共有持分又は同号の 地上権の各共有持分 地積又は借地の地積	宅地	各共有持分
防災施設建築敷地若し の一部等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等	各共有持分又は同号の 地上権の各共有持分 地積又は借地の地積	宅地	各共有持分

第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項第 二号及び第六号、第 二百二十四条第一項 等	第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項 及び第二項	第二百三十三條第一項 及び第二項	第二百二十二条第一項 及び第二項	第二百八十条第二項第 七号、第二百四十七 条第一項、第二百四 十八条第一項	第二百六十二条第一項 第二号	宅地又は地上権 持分	による地上権の各共有
防災施設建築敷地若し の一部等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等	各共有持分又は同号の 地上権の各共有持分 地積又は借地の地積	宅地	各共有持分
防災施設建築敷地若し の一部等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	宅地、借地権又は建 築物に 対応して与え られることとなる防 災施設建築敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	次に掲げる事項 を除く。）に掲げる 事項	防災施設建築敷地若し くはその共有持分、防 災施設建築物の一部等	各共有持分又は同号の 地上権の各共有持分 地積又は借地の地積	宅地	各共有持分

第十九号、第二百二十六条第一項	くはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等						
第二百五条第一項第二十一号	防災施設建築物敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物敷地	防災施設建築物の部分			
第二百七条第四項、第二百二十二条第四項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物敷地	防災施設建築物の部分			
第二百九条第四項	第一項又は前項	第一項	第一項	第一項			
第二百十一条第一項	宅地に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等に関する権利又はその権利の目的たる借地権若しくは建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の部分	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の部分				
第二百十二条第一項	第二百九条第二項又は第三項	第二百九条第二項前段					
第二百十四条	号、第十六号又は第十七号	又は第十七号					
第二百十八条第四項	防災施設建築物敷地の共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地の共有持分、防災施設建築物の一部等					
第二百三十九条第二	地上権	防災施設建築物敷地					

第十七号、第二百二十六条第一項	くはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等						
第二百五条第一項第十九号	防災施設建築物敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物敷地	防災施設建築物の部分			
第二百七条第四項、第二百二十二条第四項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築物敷地	防災施設建築物の部分			
第二百九条第四項	第一項又は前項	第一項	第一項	第一項			
第二百十一条第一項	宅地に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等に関する権利又はその権利の目的たる借地権若しくは建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の部分	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の部分				
第二百十二条第一項	第二百九条第二項又は第三項	第二百九条第二項前段					
第二百十四条	号、第十四号又は第十五号	又は第十五号					
第二百十八条第四項	防災施設建築物敷地の共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地の共有持分、防災施設建築物の一部等					
第二百三十九条第二	地上権	防災施設建築物敷地					

項	項	項
第二百四十七條第一項	価額、防災施設建築物の地の地代の額	価額
第二百五十二條第二項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)
 第四十五條 法第二百五十五條第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第一百五十九條第一項、第六十六條第一項第五号、第二項及び第三項、第七十三條第一項、第八十條第二項第五号、第八十五條第一項、第八十九條第一項、第二百五五條第一項第二十号、第二百四十七條の見出し	防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利
第六十二條第一項第一号	第二百二十二條第一項の規定による地上権又は地上権	防災施設建築物敷地の借地権又は借地権
第六十二條第一項第二号	地上権	借地権

項	項	項
第二百四十七條第一項	価額、防災施設建築物の地の地代の額	価額
第二百五十二條第二項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)
 第四十五條 法第二百五十五條第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第一百五十九條第一項、第六十六條第一項第五号、第二項及び第三項、第七十三條第一項、第八十條第二項第五号、第八十五條第一項、第八十九條第一項、第二百五五條第一項第十八号、第二百四十七條の見出し	防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利
第六十二條第一項第一号	第二百二十二條第一項の規定による地上権又は地上権	防災施設建築物敷地の借地権又は借地権
第六十二條第一項第二号	地上権	借地権

第二百五十五条第一項第二号及び第六号	第二百五十五条第一項第四号	第二百五十五条第一項第十九号、第二百二十六条第一項	第二百五十五条第一項第二十一号	第二百五十五条第一項第二十五号	第二百二十六条第一項	第八十条第二項第七号、第二百四十八条第一項	第八十条第二項第七号、第二百四十八条第一項
防災施設建築物の一部等	宅地に対応して与えられることとなる防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等	その他	施行地区内の土地又は	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等
防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他	指定宅地又はこれに	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地若しくは防災施設建築物に関する権利

第二百五十五条第一項第二号及び第六号	第二百五十五条第一項第四号	第二百五十五条第一項第十七号、第二百二十六条第一項	第二百五十五条第一項第十九号	第二百五十五条第一項第二十三号	第二百二十六条第一項	第八十条第二項第七号、第二百四十八条第一項	第八十条第二項第七号、第二百四十八条第一項
防災施設建築物の一部等	宅地に対応して与えられることとなる防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等	その他	施行地区内の土地又は	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等	防災施設建築物敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等
防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他	指定宅地又はこれに	防災施設建築物敷地又は防災施設建築物に関する権利	防災施設建築物敷地若しくは防災施設建築物に関する権利

及び第二項	第二百二十八条	第二百二十五条第二項及び第三項、第二百三十一条第五項	第二百二十一条第二項	第二百二十二条第四項	第二百二十五条第一項	第二百二十八条第四項	第二百二十八条	第二百三十九条第二項	第二百四十四条第二項	及び第二項
土地に定着する物件に 関し権利を有する者及 び参加組合員又は特定 事業参加者	第二百二十五条第一項第三 号、第八号、第十八号 又は第十九号	防災施設建築敷地の共 有持分、防災施設建築 物の一部等	防災施設建築物の所有 を目的とする地上権	新たな土地の表題登記 (不動産登記法第二条 第二十号に規定する表 題登記をいう。)	新たな土地の表題登 記(不動産登記法第 二条第二十号に規定 する表題登記をいう 。又は権利変換手 続開始の登記の抹消	防災施設建築敷地に 関する権利	第二百二十五条第四 項	第二百二十一条	地上権又はその共有持 分	土地に定着する物件に 関し権利を有する者及 び参加組合員又は特定 事業参加者
定着する物件に関し 権利を有する者	第二百二十五条第一項第 八号	防災施設建築敷地若 しくは防災施設建築 物に関する権利	防災施設建築敷地に 関する権利	新たな土地の表題登 記(不動産登記法第 二条第二十号に規定 する表題登記をいう 。又は権利変換手 続開始の登記の抹消	第二百五十五条第四 項	防災施設建築敷地に 関する権利	第二百五十五条第四 項	第二百五十五条第四 項	防災施設建築敷地に 関する権利	定着する物件に関し 権利を有する者

及び第二項	第二百二十八条	第二百二十五条第二項及び第三項、第二百三十一条第五項	第二百二十一条第二項	第二百二十二条第四項	第二百二十五条第一項	第二百二十八条第四項	第二百二十八条	第二百三十九条第二項	第二百四十四条第二項	及び第二項
土地に定着する物件に 関し権利を有する者及 び参加組合員又は特定 事業参加者	第二百二十五条第一項第三 号、第八号、第十六号 又は第十七号	防災施設建築敷地の共 有持分、防災施設建築 物の一部等	防災施設建築物の所有 を目的とする地上権	新たな土地の表題登記 (不動産登記法第二条 第二十号に規定する表 題登記をいう。)	新たな土地の表題登 記(不動産登記法第 二条第二十号に規定 する表題登記をいう 。又は権利変換手 続開始の登記の抹消	防災施設建築敷地に 関する権利	第二百二十五条第四 項	第二百二十一条	地上権又はその共有持 分	土地に定着する物件に 関し権利を有する者及 び参加組合員又は特定 事業参加者
定着する物件に関し 権利を有する者	第二百二十五条第一項第 八号	防災施設建築敷地若 しくは防災施設建築 物に関する権利	防災施設建築敷地に 関する権利	新たな土地の表題登 記(不動産登記法第 二条第二十号に規定 する表題登記をいう 。又は権利変換手 続開始の登記の抹消	第二百五十五条第四 項	防災施設建築敷地に 関する権利	第二百五十五条第四 項	第二百五十五条第四 項	防災施設建築敷地に 関する権利	定着する物件に関し 権利を有する者

第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項第 二号及び第六号	第二百二十五条第一項第 二一 号	第二百二十五条第一項第 二一 号	第二百二十五条第一項第 二五 号	第二百二十二条第四 項	第二百二十五条第一 項	第二百二十五条第一 項	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記
宅地に対応して与えら れることとなる防災施 設建築物敷地若しくはそ の共有持分若しくは防 災施設建築物の一部等 又は同号に掲げる借地 権若しくは建築物に対 応して与えられること となる防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	防災施設建築物敷地又は その共有持分、防災施 設建築物の一部等	借家権	その他	防災施設建築物の所有 を目的とする地上権	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記
物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利

第二百二十五条第一項第 四号	第二百二十五条第一項第 二号及び第六号	第二百二十五条第一項第 一九 号	第二百二十五条第一項第 一九 号	第二百二十五条第一項第 二三 号	第二百二十二条第四 項	第二百二十五条第一 項	第二百二十五条第一 項	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記
宅地に対応して与えら れることとなる防災施 設建築物敷地若しくはそ の共有持分若しくは防 災施設建築物の一部等 又は同号に掲げる借地 権若しくは建築物に対 応して与えられること となる防災施設建築物 の一部等	防災施設建築物敷地若し くはその共有持分又は 防災施設建築物の一部 等	防災施設建築物敷地又は その共有持分、防災施 設建築物の一部等	借家権	その他	防災施設建築物の所有 を目的とする地上権	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記	新たな土地の表題登記
物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利	物に関する権利

災害設建築物の一部等

災害設建築物の一部等

改正案	現行
<p>（移転料）</p> <p>第十七条 法第七十七条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の物件（立木を除く。次項において同じ。）の移転料は、当該物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用とする。</p> <p>2 物件の移転に伴い建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定に基づき必要となる当該物件の改善に要する費用は、前項の費用には含まれないものとする。</p> <p>3 第二十五条の二の規定による補償をする場合における法第七十七条の規定により建物の所有者に支払う移転料の額は、第一項の費用の額から第二十五条の二の規定により算定した額を控除した額とする。</p> <p>（配偶者居住権を有する者に対する補償）</p> <p>第二十五条の二 土地等の収用又は使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。</p>	<p>（移転料）</p> <p>第十七条 法第七十七条（法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の物件（立木を除く。次項において同じ。）の移転料は、当該物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用とする。</p> <p>2 物件の移転に伴い建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定に基づき必要となる当該物件の改善に要する費用は、前項の費用には含まれないものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定）</p> <p>第二十二條 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの区分所有権の価額は、同条の規定により確定した費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて国土交通省令で定めるところにより按分した額（以下この項において「費用の按分額」という。）を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日（次項において「基準日」という。）における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額（以下この項において「市場価額」という。）を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額が市場価額を超えるときは、市場価額をもって当該区分所有権の価額とする。</p> <p>2 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの敷地利用権の価額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込額とする。</p> <p>3 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの部分の家賃の額は、<u>法第五十八条第一項第十一号の標準家賃の概算額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施行再建マンションの部分に賃借権を与えられることとなる者が従前施行マンションについて有していた賃借権の価額を考慮して、必要な補正を行った額とする。</u></p> <p>（差押えがある場合の通知等）</p> <p>第三十三條 第十七条の規定は、売却マンションの区分所有権又は敷地利用権（既登記のものに限る。）に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百</p>	<p>（施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定）</p> <p>第二十二條 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの区分所有権の価額は、同条の規定により確定した費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて国土交通省令で定めるところにより按分した額（以下この項において「費用の按分額」という。）を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日（次項において「基準日」という。）における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額（以下この項において「市場価額」という。）を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額が市場価額を超えるときは、市場価額をもって当該区分所有権の価額とする。</p> <p>2 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの敷地利用権の価額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込額とする。</p> <p>3 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの部分の家賃の額は、<u>法第五十八条第一項第九号の標準家賃の概算額に、国土交通省令で定めるところにより、当該施行再建マンションの部分に借家権を与えられることとなる者が従前施行マンションについて有していた借家権の価額を考慮して、必要な補正を行った額とする。</u></p> <p>（差押えがある場合の通知等）</p> <p>第三十三條 第十七条の規定は、売却マンションの区分所有権又は敷地利用権（既登記のものに限る。）に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百</p>

十六条に規定する組合（以下単に「組合」という。）と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「分配金取得手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第四百五十五条」と、同条第三項中「施行者（組合にあつては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十一条までの規定は、法第五百十二条及び第五百十四条において準用する法第七十八条第一項又は第四項の規定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。

十六条に規定する組合（以下単に「組合」という。）と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「分配金取得手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第四百五十五条」と、同条第三項中「施行者（組合にあつては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十一条までの規定は、法第五百十二条及び第五百十四条において準用する法第七十八条第一項又は第四項の規定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。